信販会社ライフティに対する共通義務確認訴訟
東京高判令８・６・１７の問題点と対応

2026 年 9 月 26 日

埼玉消費者被害をなくす会　池本誠司

１　事案の要点

・契約書の記載内容：㈱ビューティースリーの全身脱毛無制限コース「有償施術１年間 4 回＋無償施術・期間無制限」の代金支払いについて、信販会社ライフティの個別信用購入あっせん契約を利用した契約者が多数存在したが、エステ業者が 2023 年 9 月に破産した。

・ライフティの主張：有償施術１年間４回の途中で不履行となった場合は、有償施術 4 回の不履行部分は請求停止とするが、２年目・５回目以降の無償施術の不履行はクレジット契約の対象ではないので残金の請求を継続する。

・消費者の苦情相談：「最初の代金支払いにより１年経過後も無償の脱毛施術を一生涯受けられる」との説明で契約したのに、エステ業者が破産して施術が受けられないのに、ライフティから請求が続くのは納得できない（国民生活センターPIO-NET 情報）。

・なくす会の請求原因

（１）クーリング・オフ

①脱毛エステ施術は、毛乳頭を破壊する処理は医師法 17 条により罰則で禁止されており（厚労省通達）、一時的な除毛処理にとどまり数か月後には生え変わる。2 年目・5 回目以降の無償施術も、有償施術と同様な施術を継続する必要があり、経済的価値は有償と評価される。

②エステ業者は「お客様が満足を実感するまで施術を継続できる」旨表示して勧誘・契約締結していた。消費者も当初の対価の支払いにより、2 年目・5 回目以降も脱毛施術を受けられると認識していた。エステ業者は、２年目・5 回目以降も同じ内容の脱毛処理を継続しなければならない。

③有償施術と無償施術を書き分けた場合、無償施術が実施できる経済的な合理的根拠を事業者が証明する責任を負う（消費者庁解釈 336 頁）。
合理的根拠が認められない場合は、特商法 49 条の中途解約・違約金上限規制の脱法であり、同条 7 項により無効な記載である。

④エステ契約書と個別クレジット契約書は与信対象契約の内容を含めて共通の法定記載事項（割販法 35 条の 3 の 10）であり、契約内容の重要事項に虚偽記載があればいつまでもクーリング・オフが行使できる。

（２）不実告知取消し

①脱毛施術は一時的除毛に過ぎず、２年目５回目以降も同様な施術を継続する必要があるから、１年４回分の対価をもって無償施術期間無制限で履行することを説明し勧誘・契約締結することは破綻必至な商法であるにもかかわらず、「お客様が満足を実感するまで施術を継続できる」、「無償施術を生涯にわたり保障」との説明は不実告知に当たる。

②「有償施術１年間・４回」を経過した後は、無償施術の不履行が生じても対価の清算が全く行われず、債務不履行責任が発生しないものとするのが事業者が設定した契約条項の趣旨であるにもかかわらず、「お客様が満足を実感するまで施術を継続できる」、「無償施術期間無制限で保障」などと、契約条項の内容に反する説明・表示は不実告知に当たる。

２　東京高裁判決の要点

（１）書面記載不備によるクーリング・オフについて

㋐「有償施術１年間４回＋無償施術期間無制限」の契約条項における「無償施術期間無制限」は、実質的な経済的価値は有償施術と評価する余地があると正しい判断を示した。

（高裁判決）

「特定継続的役務提供等契約において、有償の役務提供契約に無償で役務の提供を受けることができるという内容の特約を附帯した場合には、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該特定継続的役務提供等契約を解除した場合に役務提供者から支払いを受ける清算金の額は、原則として、有償の特定提供契約に係る部分から算定されるものと解されるが、無償で提供される役務の提供に係る経費が有償で提供される役務の提供に係る経費に転嫁されていると認められるときなどは、別異に解する余地もあるところである」

（高裁判決が根拠として引用する消費者庁の解説書 Web 版令和５年 336 頁）

業として役務提供を行っている以上、完全に無料で役務を提供するということは考えにくいことから、無料提供と称している部分に係る人件費、施設整備費、化粧品代等は基本契約部分に転嫁されていると判断されることもある。したがって、この点をめぐって清算金のトラブルが生じた場合は、無料提供部分に係る経費について、役務を無料で提供できる合理的な説明を含めて、清算方法の合理性について役務提供事業者が立証する責任を負うこととなる。

㋑「別意に解する」とは

（消費者庁解説書 Web 版 286 頁 25 行目～33 行目）

ここでいう**無償で提供される**とは、単に役務の実が外見上「無償」で提供されることを意味するのではなく、実質的に「無償で」提供されることを意味している。例えば、商品販売に付随して外見上無償で役務提供がなされる場合に、取扱い方法の説明や一定の修理補修（いわゆるアフターサービス）等社会通念上も無償で提供されることが通常である役務はともかく、社会通念上独立して経済的価値を有する役務であって役務の提供を受ける者も当該役務の提供について経済的価値を認識（すなわち有償であると認識して）いる場合においては、実質的には当該取引全体として有償の役務提供がなされているものと考えられる。

㋒上記㋐の判示に続く高裁判決の判断

もっとも、いずれにしても、特商法４９条２項１号の「提供された特定継続的役務提供の対価に相当する額」の解釈の問題であるし、本件脱毛エステ契約についていえば、本件清算金条項の「１回当たりの施術料金」の解釈の問題であるともいえ、本件清算金条項が直ちに特商法４９条７項に違反する無効なものであるとまではいえない。ましてや、本件清算条項は、本件脱毛エステ契約の解除に関するものであって、本件脱毛エステ契約書に本件清算条項の記載があるからと言って、本件クレジット契約に係る本件法定書面の交付が否定されるものではない。」

㋓「有償施術 1 年間 4 回＋無償施術期間無制限」の契約条項における「無償施術」の意味

①立証責任の観点から

「無料提供部分に係る経費について、役務を無料で提供できる合理的な説明を含めて、清算方法の合理性について役務提供事業者が立証する責任を負うこととなる。」（消費者庁解説書 336 頁）

⇒エステ業者もクレジット会社も「無償施術期間無制限」について役務を無料で提供できる合理的な説明を行っていない以上、有償施術と無償施術を通じて全体を有償施術として清算すべきである。

②脱毛エステ施術の効力から

医師資格を有しない者が光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は、医師法 17 条に違反し罰則の対象となる（厚労省平成

13 年 11 月 8 日通達)。エステティックサロンにおける脱毛施術は、生えなくする施術はできず、一時的な除毛効果しかないため、脱毛状態を維持するためには 2 年目以降も有償施術と同じような施術を継続する必要がある。

③契約内容・契約者の認識から

最初の代金支払いにより、１年経過後も無償脱毛施術を生涯受けられる」との説明を信じて契約したにもかかわらず、エステ業者が破産して施術が受けられないのにライフティから請求が続くのは納得できない。

3　クーリング・オフの判断に関する上告申立・上告受理申立の要点

（１）高裁判決は、「無償施術期間無制限」の実質的な経済的価値は有償施術と評価する余地があると判断しながら、消費者庁の解説書の同じページに、「無料提供部分に係る経費について、役務を無料で提供できる合理的な説明を含めて、清算方法の合理性について役務提供事業者が立証する責任を負う」という解釈を示していることについて、何ら理由を示すことなく、「直ちに特商法 49 条 7 項に反し無効とまでは言えない」という所管庁の法令解釈に反する判断を示すことにより、書面不備によるクーリング・オフは認められないと判断を下した。

（２）特商法の所管庁が示す法令解釈違反、および最高裁平成１９年４月３日判決（NOVA 判決）が示す法令解釈（判例）違反・理由不備の違法がある。

「1 回当たりの施術料金」だけの問題ではなく、契約期間・施術回数の記載が誤り、実質的にこの点を正しく判断すれば、有償施術と無償施術を通じて実質的な内容は全体が有償施術であると評価すべきであり、その一部のみを有償施術回数・期間とする記載は特商法 49 条 7 項に反し無効である。

4　不実告知取消しに関する高裁判決

（１）高裁判決の判断

・「形式上は有償４回・以後無償という契約条件にすぎない」

⇒契約者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な契約条件に関する虚偽記載は、不実告知となる（最判平２９・２・２１）。

・不実告知の対象を破綻必至商法に関する争点に限定して捉えている。

⇒主張に対する判断の欠如

・破綻必至商法の捉え方が、従来の下級審裁判例の解釈に反する。

⇒東京高判令７・８・５（ＦＸ取引について安定的な高利回りで安全であるとの説明し、実際は運用されていないことから、運用実績がない又は破綻

必至の詐欺的商法であるとして不実告知と判断した。）

⇒**東京高判令７・６・２６**（約束された配当が経費等を考慮して実施できない蓋然性が高いことを認定して「破綻必至の商法」であると認定した。）

【抗弁接続について】

エステ契約の施術不履行による抗弁接続の主張について

※　集団的被害回復訴訟は、クーリング・オフと不実告知取消しによる金銭支払いを請求事項とするものであり、抗弁接続は訴訟の対象ではないが。

⑴　東京高裁判決は、対象消費者全体についてクーリング・オフや不実告知取消しに直ちに該当するとは言えないと判断しただけで、抗弁接続については判断対象となっていない。

⑵　有償施術に無償施術を附帯した脱毛エステ契約について、①無償施術部分も脱毛エステ契約の一部であることは高裁判決も認めていること、②エステ業者の倒産により無償施術期間無制限の債務が不可能になった以上、本件脱毛エステ契約を債務不履行解除することができる。

⑶　本件脱毛エステ契約を債務不履行解除した場合の清算対象役務の対価は？

＜ライフティの主張＞

・「有償施術１年間４回」の対価がクレジット契約の対象であり、「無償施術部分」の不履行は清算の対象ではない。

＜消費者の主張＞

㋐東京高裁判決は、「無償で提供される役務の提供に係る経費が有償で提供される役務の提供に係る経費に転嫁されていると認められるときなどは」無償施術部分の経済的価値は有償施術と評価する可能性があることを示している。

㋑特商法所管庁（消費者庁）の解釈は、有償提供と無償提供を書き分けている場合、実質的には取引全体が有償施術と認定される。

（解説書 286 頁）「『無料で提供される』とは、実質的に『無償で』提供されることであり」、「社会通念上独立して経済的価値を有する役務であって役務の提供を受ける者も当該役務の提供について経済的価値を認識（すなわち有償であると認識して）いる場合においては、実質的には当該取引全体として有償の役務提供がなされているものと考えられる。」

（解説書 336 頁）「無料提供部分に係る経費について、役務を無料で提供

できる合理的な説明を含めて、清算方法の合理性について役務提供事業者が立証する責任を負うこととなる。」

⇒事業者から合理性の立証は行われてないから、「有償施術 1 年間 4 回＋無償施術期間無制限」の契約条件は、全体として有償施術であると評価される。

＜実際の清算方法→分母となる回数は＞

・本件事案において、エステ業者かクレジット会社が「無償施術期間無制限」について役務を無料で提供できる合理的な説明を行っていない以上、有償施術と無償施術を通じて全体を有償施術として清算すべき。

⑤を何回とするか？

（契約金額）　平均は 28 万円であるが、事案による。

（分母とする回数）期間無制限であるから消費者によって期待値が異なる可能性あり。

【参考】「1 年間 4 回＋5 年間無償施術」の場合

・1 年間 4 回＋5 年間 20 回＝24 回として 1 回当たりの施術単価を計算すると、28 万円÷24 回＝1 回当たり１１，６６６円

・１１，６６６円×実際に施術を受けた回数＝提供済み対価

・代金額－提供済み対価＝未提供対価➡抗弁主張できる金額

（考え方）本件事案は「無償施術期間無制限」であり、３年・５年よりも割安感が強い契約であるから単価がより安くなるべきだと言えるが、回数不確定で平行線のままでは解決できないため、譲歩案として一応の目安となる計算方法を助言してはどうか。